

山口県が定める基準を満たす地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修等

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本（山口県）介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

◆ 令和6年度実施研修

※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。

※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

【No.11】

研修名称	令和6年度 山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会職員研修
日 程	令和6年9月12日（木）
場 所	山口県総合保健会館（山口市吉敷下東3丁目1）第1研修室
申込期間	令和6年7月22日（月）～令和6年8月26日（月）
内 容	講義 「全方位型アセスメントで複合的課題に対応する」
対象者	地域包括支援センターまたは在宅介護支援センターに勤務するもの ほか
定 員	60人 ※会員優先、定員になり次第締め切り
研修実施機関	山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会
研修に関する 問い合わせ先	（所属）山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会 （氏名）和田 里美 （電話）083－924－2828
備考	https://yg-houkatu-zaikai.jp/ 「山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会」ホームページの新着情報に開催要項や申込方法の詳細有